

健生健発 0331 第4号
令和7年3月31日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長
(公 印 省 略)

IHEAT 運用要領の一部改正について

IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) の運用については「IHEAT 運用要領の改正について」（令和6年6月25日付け健生健発 0625 第1号厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知）においてお示したところです。

今般、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）の施行に伴い、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターが統合され、令和7年4月1日に国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）が設立されます。

この改正を踏まえ、JIHSにおいて実施するIHEATの研修をIHEAT運用要領に位置付けるため、IHEAT運用要領の一部を別紙のとおり改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので通知します。

【担当】厚生労働省健康・生活衛生局
健康課地域保健室 漆原・林山
TEL 03-5253-1111（内線2392/2335）